

独立行政法人国立病院機構小倉医療センター臨床研究部運営規程

(目的)

第1条 臨床研究部は医学・医療の発展に貢献し、国民の健康維持と疾病治療の発展に寄与することを目的として、全国の独立行政法人国立病院機構および他の医療関連施設との共同研究を推進し、各政策医療分野を主体とする総合的な臨床研究を行う。

(組織)

第2条 臨床研究部に次の研究室を置く。

- (1) 臨床腫瘍研究室・・・がんの臨床的研究および疫学的研究にあたる。
- (2) 病態生理研究室・・・種々疾病の病因および発症機序の解明に関する研究にあたる。
- (3) 病態病理研究室・・・種々疾病の病理学的研究にあたる。
- (4) 病態画像研究室・・・画像診断法の開発と臨床応用に関する研究にあたる。
- (5) 病態治療研究室・・・種々疾病の治療法の開発および評価に関する研究にあたる。
- (6) 治験管理室・・・治験(Ⅱ～Ⅳ相)実施のための各種業務にあたる。

(部長等)

第3条

- (1) 臨床研究部に部長を置く。
- (2) 前項に定める研究室には、それぞれ室長および室員を置く。
- (3) 室長および室員は併任をもってあてることができる。
- (4) 部長は院長の指揮監督のもとに臨床研究部の業務を総括する。
- (5) 室長は、部長の監督のもとに室員を指揮監督し、研究についての助言、指導を行い、研究業務を推進する。
- (6) 室員は室長の命を受け、当該研究室の業務に従事する。

(委員会の設置)

第4条

- (1) 臨床研究部の円滑な運営を図るため独立行政法人国立病院機構小倉医療センター臨床研究部運営委員会(以下「運営委員会」という)を置く。
- (2) 運営委員会の委員長は副院長、副委員長は臨床研究部長、委員は各研究室長、業務班長および庶務班長とする。ただし、委員長が必要と認める者は委員として指

名できる。

- (3) 委員長は運営委員会を指導し、その議長となる。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故のあるときはその職務を代行する。
- (4) 運営委員会は、委員長が必要と認めるときに開催する。

(研究内容)

第5条 臨床研究部においては、政策医療を主体とする高度先進的医療分野における研究課題を広く募集し研究の機会を与える。

(研究期間)

第6条 一課題の研究期間は3年を限度とする。ただし、部長が適当と認めた場合は期間の延長をすることができる。

(研究の許可)

第7条

- (1) 研究希望者は研究計画書（別紙様式）により部長に申請する。
- (2) 研究の許可は室長と合議の上、部長が行う。
- (3) ヒトゲノムに関する研究、その他部長が倫理上必要と判断した研究については倫理委員会の許可を経なければならない。

(研究の取消)

第8条 部長は研究者により臨床研究部の研究業務が著しく阻害されると認めた場合には、当該研究者に対して研究の取消をすることができる。

(研究業績)

第9条

- (1) 研究に関して得られた成果は、研究発表会、関係学会に発表し広く研究の批評を受ける。
- (2) 上記研究発表の際は、臨床研究部に関係した発表であることを銘記する。
- (3) 研究内容の詳細は原則として、それぞれの専門雑誌、出版物に発表するものとする。

(研究業績集の作成)

第10条 学会発表の資料および研究論文の別冊は臨床研究部に一括して保管し、年毎に研究業績集を作成する。

(研究成果の報告)

第11条 部長は前年度の研究成果を規定の期日までに院長の決裁を得て、九州ブロック事務所へ提出する。

(研究費の適正な執行)

第12条 臨床研究部の研究費の執行については部長が執行計画をたて、部会の承認を得て院長に報告する。

この規程に定めるもののほか、臨床研究部に関し必要な事項は院長が別に定める。

附則

この規程は平成16年4月1日より施行する。